

桐生領村々方献上仕候絹起立書（権現様合戦の御都度、悉く）

上野 桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

八幡宮様御父より真名出致し申上候御都度

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

上野勝野村々方桐生領村々方献上仕候絹起立書

相... 村... 江... 村...

冲... 村... 日... 十九

行... 村... 日... 十九

以... 村... 日... 十九

总... 村... 日... 十九

拾... 村... 日... 十九

沿... 村... 日... 十九

藏... 村... 日... 十九

第... 村... 日... 十九

大... 村... 日... 十九

海... 村... 日... 十九

名... 村... 日... 十九

河... 村... 日... 十九

德... 村... 日... 十九

河... 村... 日... 十九

山... 村... 日... 十九

余... 村... 日... 十九

西... 村... 日... 十九

武... 村... 日... 十九

村總代

後述在野村

上列の如く中島村

永正五年三月

島三舟

根岸九郎信房

同列の如く今島村

島三舟

【积文】

上州
野州

桐生領村々方献上仕候絹起立書

上州野州三郡之内桐生領五拾四ヶ村之儀、天喜廣平之頃、

康

八幡太郎様御父子奥羽御大戦通之砌、御加勢奉申上、

御旗絹・御簾竿奉献上候御吉端ニ付、御恩澤ヲ奉蒙候、

以来、右御旗竿伐出候竹林、今以御除地ニ相成、其後

傍ニ八幡宮奉鎮祭、廣澤村旧家之百姓共守護

罷在、殊ニ新田・足利公、以後御代々當國御住居被為^有候、

御當家様御曆代 御簾御用相勤、御恩澤ヲ

奉蒙候儀ニ而、東鑑ニも御座候由、鎌倉將軍方

桐生六郎江勢田郡・山田郡・足利郡之内、御古繩

壹万三千石・五拾四ヶ村領地ニ被下置候儀、今以桐生

領与唱申候、

権現様三州 御在城江上納仕、永禄六亥年

岡崎大樹寺御難戦之砌も、右絹江回向之文

御認之御簾を以御勝利ニ被為成候由ニ御座候、

権現様御合戦之御都度、悉御簾御用相勤、其時々

桐生領五拾四ヶ村惣鎮守天満宮社殿江持寄、

御武運長久之祈念、御札相添奉献上候^仕二付、天正十九

卯年天神江 御朱印御寄附被為在、慶長五子年〇一関ヶ原^{〇二}

御合戦之砌、野州小山宿 御陣方平岩主計頭様

急御用被 仰出、村々ニ而晝夜織立、御日限迄式千四百

拾疋出来、御簾竿相添奉献上候、其後

御吉例ニ相成、糸元代金御下ヶ被成置、右足^下数村々

織立奉献上候、其節之御代官様方正絹之御受取

被下置、所持罷在候、右御因縁ニも候哉、桐生新町江慈眼

大師様御立寄被為在、一字御開基有之、御弟子

海盛法印開山ニ而、日光山御末寺松樹山栄昌寺与唱

當 御代ノ奉祝候、御称号御附被為遊、

御尊像奉安置、大師様其外御什物、只今以守

護仕候、且栄昌寺江八百坪餘之御除地被下置候、

御三代様 御代正保三戌年、御代官諸星庄兵衛様方

御簾絹代永納ニ被仰付、村々合永三百拾七ヶ百五拾文

余年々上納、諸役御免織物渡世之廉故、寛文九

酉年、御年貢地江植置候^{年々}榎永取も被仰付、榎永代

式百四貫文余上納仕来申候、

村々惣代

渡邊兵部知行所

上州山田郡本宿村

嘉永六丑年十二月

名主
良三郎

根岸九郎兵衛知行所

同州同郡今泉村

同
亀蔵

【読み下し文】

上州
野州

桐生領村々より献上仕り候絹起立書

上州野州三郡の内桐生領五拾四ヶ村の儀（は）、天喜康平の頃、

八幡太郎様御父子奥羽御大戦通の砌、御加勢申し上げ奉り、

御旗絹・御簾竿献上奉り候御吉端に付き、御恩澤を蒙り奉り候、

以来、右御旗竿伐り出し候竹林、今以って御除地ニ相い成り、其後

傍に八幡宮鎮祭奉り、廣澤村旧家の百姓共守護

罷り在り、殊に新田・足利公、以後御代々當國（に）御住居有らせら

れ候、／御當家様御曆代（の）御簾御用相い勤め、御恩澤を

蒙り奉り候儀にて、東鑑にも御座候由、鎌倉將軍より

桐生六郎へ勢田郡・山田郡・足利郡の内、御古繩

壹万三千石・五拾四ヶ村領地に下し置かれ候儀、今以って桐生

領と唱へ申し候、

権現様三州 御在城へ上納仕り、永禄六亥年

岡崎大樹寺御難戦の砌も、右絹へ回向の文

御認め御簾を以って御勝利に成させられ候由に御座候、

権現様御合戦の御都度、悉く御簾御用相い勤め、其時々

桐生領五拾四ヶ村惣鎮守天満宮社殿へ持ち寄り、
御武運長久の祈念仕り、御札相い添へ献上奉り候に付き、天正十九
卯年天神へ 御朱印御寄附在らせられ、慶長五子年関ヶ原
御合戦の砌、野州小山宿 御陣より平岩主計頭様
急ぎ御用仰せ出され、村々にて晝夜織り立て、御日限迄(に) 貳千四
百／拾疋出来、御簾竿相い添へ献上奉り候、其後
御吉例に相い成り、糸元代金御下げ成し下し置かれ、右疋数村々
織り立て献上奉り候、其節の御代官様より正絹の御受取
下し置かれ、所持罷り在り候、右御因縁にも候哉、桐生新町へ慈眼
大師様御立ち寄り在らせられ、一字御開基これ有り、御弟子
海盛法印開山にて、日光山御末寺松樹山栄昌寺と唱へ
當 御代を祝ひ奉り候、 御称号御附け遊ばされ、
御尊像安置奉り、大師様其外御什物、只今以って守
護仕り候、且栄昌寺へ八百坪餘りの御除地下し置かれ候、
御三代様 御代(の) 正保三戌年、御代官諸星庄兵衛様より
御簾絹代永納に仰せ付けられ、村々合せて永三百拾七貫百五拾文
余り年々上納(し)、諸役御免織物渡世の廉ゆえ、寛文九
酉年、御年貢地へ植ゑ置き候棄永取も仰せ付けられ、棄永代
貳百四貫文余り上納仕来り申し候、

村々惣代

渡邊兵部知行所

上州山田郡本宿村

嘉永六丑年十二月

名主
良三郎

根岸九郎兵衛知行所

同州同郡今泉村

同
亀蔵

【解説】

今回は、桐生領五十四ヶ村の御吉例の由緒を書き上げた史料を紹介いたします。この御吉例の由緒については、第四回の「増助郷役減免願い」の時にも少しふれたので、覚えていらっしゃる方もあるでしょう。ところで、この桐生領五十四ヶ村とは、一体どここの辺りを指すのでしょうか。「桐生領」という呼称からも推察されるように、「桐生新町」を中心に、旧上野国山田郡の全域とそれに加えて同じく勢多郡の一部、さらには下野国足利郡の一部を含んだ範囲、大きくいってしまえばこの三つの郡の中、渡良瀬川と桐生川、およびそこに流れ込む支流によって潤された地域を指すと考えるとわかりやすいでしょう。この桐生

領五十四ヶ村という地域概念の成立は、それよりも遡るかもしれませんが、その呼称自体が成立したのは、天和二年（一六八二）の検地帳にそれまでの「荒戸新町」という地名に代わって、「桐生新町」という地名が確認できますから、これ以降のことだと思われまます。おそらく「桐生領五十四ヶ村」という呼び方が世に定着していったのは、桐生新町とその周辺が織物産地として、世に名を知られるようになったのと歩を一にしたものであったと考えられます。

なお、この史料の前半部分には、鎌倉将軍（源頼朝）によって、桐生六郎に与えられた一万三千石、五十四ヶ村が「桐生領」と称する由縁であるとされていますが、これは江戸時代の郷土史家が、『吾妻鏡』などを参考に、頼朝と六郎に仮託して桐生領五十四ヶ村の起こりを説明しようとした牽強付会にすぎず、史実としての信憑性は認められません。

この古文書は今から約百六十年前の嘉永六年（一八五三）、日本史の教科書には必ず取り上げられる、浦賀沖にペリーが来航した年の十二月に書かれたのですが、「嘉永六丑年十二月 御簾絹献上願書之写」という豎帳（「たてちょう」。一枚の紙の左右の短辺が重なるように折り、その合わさった側を紐で綴じて簿冊としたもの）の冒頭部分に記されています。この豎帳の中には、この文書の他にも、何通も

の願書が筆写されているのですが、その願いとは、桐生領は御吉例として簗絹の代永（金銭）を納めており、それにより諸役が免除されてきたこと、そして今後は、簗絹分の代永ではなく、かつてのように簗絹そのもの（物納）で納めたい、というものでした。なぜこのような願書が差し出されたのかは、最後に検討するとして、まずは桐生領からの簗絹献上の御吉例について、少し考えてみましょう。

桐生領が簗絹献上の御吉例を持ち出すのは、大きく分けて三つのパターンがあります。一つ目は、幕府により桐生の織物渡世に何らかの金銭的な不利益が科されそうになった時で、具体的には、売上に対しての判銭（売上税）を徴収しようとしたり、運上金を徴収しようとしたり、貫目改所（品質確認の名目で手数料を徴収する）を設置しようとしたりした時などに、この御吉例の由緒を根拠にその適用反対を訴え、それを中止させます。

二つ目は、伝馬人足の供出、つまり日光御法会などで街道筋の往来の繁忙が予測され、増・加助郷役としての人馬供出が科された時に、簗絹献上の御吉例により、桐生領は諸役免除の地であるということ を訴え、負担軽減を取り付けます。

三つめは、目の前に出来た不利益を回避・停止させるために訴え出た訴訟や願書などにみえるもので、館林藩領から、旗本の分給地へ

と領主替えが行われた時や、幕末の生糸輸出超過による品薄と価格高騰時の、絹糸輸出の停止を求める嘆願書にもこの御吉例が持ち出されています。

どの御吉例でも、御由緒として簞絹献上の故事を訴えることは共通しているのですが、詳しく見てみると、実はこの御吉例が持ち出された年代によって、何の時に簞絹献上が行われたのかという点で違いがあることに気が付きます。

今知られている史料のうちで、御吉例が持ち出された最も古いものは、天和二年（一六八二）に、館林藩領から旗本分給領へと領主替えが行われた時のもので、この時は徳川家康の関東御入国と大坂の陣の絹簞献上が御吉例とされています。

この後しばらくは、関東御入国以来の簞絹献上が御吉例として持ち出されていましたが、江戸時代中頃の明和年間（一七六四〜七二）頃に成立した新居与一兵衛の『桐生故事』には、関ヶ原合戦時の簞絹献上の故事が見え、これに続いた新居貞勝の『天正年中桐生故事』（天明八年「一七八八」成立）でもその説を採ります。どうやらこのあたりから、桐生領の御吉例の由緒として、関ヶ原合戦時の簞絹献上が記されるようになったようです。

この御吉例の由緒の変化には、何か理由があるはずですが、考えられることの一つは、この直前にあたる時期、西陣の職工を招き、その技

術伝播により高度な紋綾織を生産できるようになった桐生の織物が、その販路を西陣のお膝元である京都にまで延ばしたことで、彼の地からは「田舎絹」との有り難くない蔑称を受け、京都での販売を禁じるように幕府へと訴えられています。この時、桐生産の織物流入を止めることを幕府に申し出た西陣がとった手法が、その前身である大舍人座時代に、足利將軍家から与えられた綾織物の独占を認めた御教書を由緒として提出することでした。これをうけて延享元年（一七四四）には、徳川幕府は西陣の主張を認め、「上州桐生より登り候飛紋紗綾壱ヶ年に都合九千端」と桐生産の織物の流入に対して、年間の総売捌量の規制をかけることで、その特権を保護したのでした。この西陣との一連の争いの経験こそが、桐生織物の簞絹献上の由緒が、家康の関東御入国から、より強力な、徳川家の天下を決した関ヶ原合戦へと変化した契機だったのではないかと考えられます。

さて、さらに時代が下った嘉永六年のこの文書では、御吉例の由緒として、御入国や関ヶ原以外にも多くの出来事が書き連ねられています。

内容を確認すると、天喜・康平年間（一〇五三〜六五）の源頼義・義家による前九年の役（一〇五一〜六二）の時に簞絹・簞竿を献上したとの故事に始まり、新田・足利氏が当国に居住された時は、簞絹献

上を欠かしたことはなく、権現様（家康）が三河の一向一揆と岡崎大樹寺で戦い窮地に陥った時にも、桐生の絹に回向の文を書いたものを御旗として勝利した。これ以降、合戦の度にその御用を勤め、総鎮守の天満宮へと簀絹を持ち寄って武運長久の祈念を済ませ、御札を添えて献上してきたが、その縁もあり、天正十九年（一五九一）には御朱印を得た。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦時には、小山宿の陣の平岩主計頭から命じられ、村々一丸のもと昼夜を問わず、期限日までに二千四百十疋の簀絹を完成させ、旗竿も添えて献上した。後にこれが御吉例となり、簀絹に必要な糸代金（原材料費）だけを頂くことで、二千四百十疋の簀絹を村々で織って献上することになったが、その当時の代官から与えられた正絹（簀絹）の受取證文を今でも所持している、と述べています。

そして時代が下っても、御吉例の因縁だろうか、桐生新町へと慈眼大師様（天海）が立ち寄り、寺院を開かれたが、弟子の海盛（覚盛カ）法印を開山とし、日光山の末寺、松樹山栄昌寺と唱へ、常に御代の祝いを取り行ってきた。御称号もお付けいただき、御尊像を安置し、天海所縁やそれ以外の御什物を今に至るまで守り伝え、八百坪余の除地（「じょち」／「よけち」とも。朱印地以外で年貢諸役を免除された寺社の境内や、無年貢の田畑・屋敷地など）を認められていると続きます。そして最後に三代將軍徳川家光の代の正保三年（一六四六）

に、代官諸星庄兵衛により、簞絹の現物納から代永に替えることが命じられ、以降村々合せて三百十七貫百五十文余りを毎年上納し、さらに諸役御免の織物渡世の土地として、寛文九年（一六六九）からは、桑永までも収めることとなり、こちらは年二百四貫文余りを上納しています、と結んでいます。なおこれに続く〈中 略〉部分には、桐生領が御料と旗本分給領になった後も、高割（「たかわり」。年貢・諸役・村入用などを各百姓の持高にに応じて割り付けること）として簞絹代永を上納してきたこと、かつては総石高一万三千石だったが、度々の検地で二万石余とされ、近年では川欠（「かわかけ」。河川の氾濫で、田畑が流失・荒廃すること）で、亡所（「ぼうしょ」／「もうしょ」とも。耕作者のいない田畑地）も出るなどして生活が立ち行き難い中、どうにか織物渡世で成り立っているという現状を鑑み、どうか格別の御仁恵をもって諸役御免のご配慮をお願いします、とあります。

先述したように、この古文書は「嘉永六丑年十二月 御簞絹献上願書之写」という願書の冒頭部に書かれているのですが、この願書が提出された理由として、嘉永三年の桐生領に対する、日光道中板橋・文狭宿への加助郷命令と、それを受けての度重なる陳情の結果、ようやく五分勤（負担半減）を勝ち取ったことが影響しているとの見方があります。つまりこの願書の眼目は、この騒動の経験から、絹の代金分

である三百十七貫百五十文を永として納めている形では、いつまた御吉例によるの諸役御免を無視した人馬供出を命じられるかも知れない。それを回避するためには、実際に御吉例の物品である「簞絹献上の復活」を実現することで、諸役御免の由緒を、幕府側に再度強く確認してもらうことを目指して書かれたものとされます。

しかし冒頭にふれた様に、この文書がペリーの来航した年の十二月に書かれていることに注目すると、別な面も読み取れます。

先に触れたように、簞絹献上の御吉例の由緒は、古くは家康の関東御入国・大坂の陣だったものが、西陣織物への対抗から、大坂の陣に代わって関ヶ原の合戦が持ち出されるなど、時代の変遷を経る中、少しずつその形を変えてきました。その最終形とでもいうべきものが、前九年の役や、新田・足利両氏、三河一向一揆との戦いへの簞絹献上（因みに、この戦いの場とされる「岡崎大樹寺」とは、徳川将軍家の菩提寺で、殊更に桐生織物と徳川家が御吉例の縁であることを強調しています）、さらには桐生天満宮での武運長久祈願や、栄昌寺と天海とのつながりまでも包摂したこの願書なのです。

何故にこのようにいくつもの由緒が加えられていったのでしょうか。それは鎖国の中、力を見せつけるかのように蒸気船という未知の船で来航し、翌年を回答期限とする開国の要求を突き付けてきたアメリカに対して、国内には様々な混乱や不穏な流言が飛び交い、その

中には、当然のことながら戦いくわとなる可能性もありました。

このような世上の中、異国の暴威をも防げるに違いないだけの、これまで以上に強力な由緒の必要性があつて、かくもありとあらゆる戦いの場で威力を發揮した、御吉例が満載された願書が作成されたのだと思います。

そのように考えてみると、この願書からは、異国船来襲と、それにおのおのしく世上不安にいち早く反応し、万が一、翌年異国との戦が起こった際には簞絹が必需品となるという見込みをもつて、その献上復活を申し出、織物産地としての地位を一層強化しようとする、桐生人の強かさが垣間見えるように思いますがどうでしょうか。

※なお、桐生領の御吉例について、もう少し詳しく知りたい方は、巻島隆

氏「魔法の護符「御吉例」―徳川家簞絹献上の由緒―」（同氏『桐生新町の時

代 近世在郷町の織物と社会』（群馬出版センター 二〇一六）を参考になさ

ってください。